

新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 2. 7)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況

①患者の状況

属性	40代女性、中国武漢市居住
症状・経過	1/28 確定。現在は回復傾向（入院中）

②濃厚接触者の状況

人数	2名（特定）
経過	所管保健所で健康観察を継続中

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

2月6日までに確認されている患者は21名（※）

（※）その他4名の無症状病原体保有者が確認

また、2月3日に横浜港に到着したクルーズ船に対する検疫により、61名について陽性が確認

2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置依頼

3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備(1/30から検査可能)
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
 - 1/22 宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
 - 1/23 観光関係団体等
 - 1/30 宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
 - 1/30 交通事業者への衛生管理徹底
 - (ウ) 保健所等による相談対応
 - 1/30 休日・夜間の電話対応の開始（相談件数は別表参照）

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置
「帰国者・接触者外来」の整備

(別表) 道における相談対応状況 (2月5日現在) (件)

相談者	発生時 対応準備	施設内 体制	症状の 相談	保健所 の対応	治療・ 検査方法	予防 方法等	その他	合計
一般住民	4	2	52	3	11	23	77	172
宿泊施設等事業者	28	13	12	8	3	10	16	90
医療機関	59	26	63	5	6	-	6	165
公的機関等	82	7	7	11	4	6	35	152
その他	1	-	2	5	-	1	17	26
合計	174	48	136	32	24	40	151	605

注1 相談者の「その他」は、報道機関、匿名等

注2 相談内容種別「その他」の主なものは、「患者発生の噂 (SNS 情報等) の真偽確認」「中国人観光客・研修生等への対応」「感染の不安」など

道民の皆様へ

道民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要ですので、感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、医療機関の受診にあっては、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

～ 北海道民のみなさまへ ～

- 2019年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が継続的に報告され、中国を中心に、複数の国で報告されています。
- 風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策が重要です。
- 感染症法に基づく「指定感染症」に指定されたため、症状などにより医療機関への受診方法が変わりますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の疑い例(定義)

発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に、中国湖北省に渡航又は居住していた方又は、渡航又は居住していた方との濃厚接触がある方。

※濃厚接触とは、同居あるいは長時間の接触(車内等を含む)や、疑い患者への看護・介護の実施、たばこやつば等に直接接触した可能性が高い場合。

該当する

該当しない

帰国者・接触者相談センター(お住まいの地域の保健所)にご相談ください。

通常どおり、医療機関を受診してください。

診療体制の整った医療機関(帰国者・接触者外来)をご案内します。

- 本感染症と診断された場合は、主治医の判断に基づき、症状・ウイルス消失が確認できるまで入院となります。
- 検査結果が陰性の場合、感染予防対策を継続してください。

注) 衛生研究所は医療機関から提出された血液等を検査する機関であり、一般の方の診察や検査は行っておりませんのでご注意ください。

相談窓口及び帰国者・接触者相談センターについて

相談窓口

新型コロナウイルスに関する一般相談についてはこちらにご連絡ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00～21:00

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (感染症総合対策課【一般相談】)	011-622-5199	平日 8:45 ~ 17:15
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45 ~ 17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45 ~ 17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50 ~ 17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45 ~ 17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30 ~ 21:00 土日祝 9:00 ~ 21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45 ~ 17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45 ~ 19:00
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50 ~ 17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45 ~ 17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30 ~ 21:00 土日祝 9:00 ~ 21:00

(道立保健所一覧)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>